

## 第3節 国際平和協力活動への取組

防衛省・自衛隊は、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための開発協力を含む外交活動とも

連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取り組んでいる。

### 1 ■ 国際平和協力活動の枠組みなど

#### 1 国際平和協力活動の枠組みと本来任務化の経緯

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、現在までに①国際連合平和維持活動（いわゆる国連PKO）への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動並びに④旧テロ対策特措法及び旧補給支援特措法に基づく活動を行ってきた。07（平成19）年には、国際平和協力活動を、付随的な業務<sup>1</sup>から、わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務<sup>2</sup>に位置づけた。

**Q 参照** II部3章2節（平和安全法制施行後の自衛隊の行動などに関する枠組み）

図表Ⅲ-2-3-1（自衛隊による国際平和協力活動）

資料17（自衛隊の主な行動）、資料18（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）、資料56（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料57（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

#### 2 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

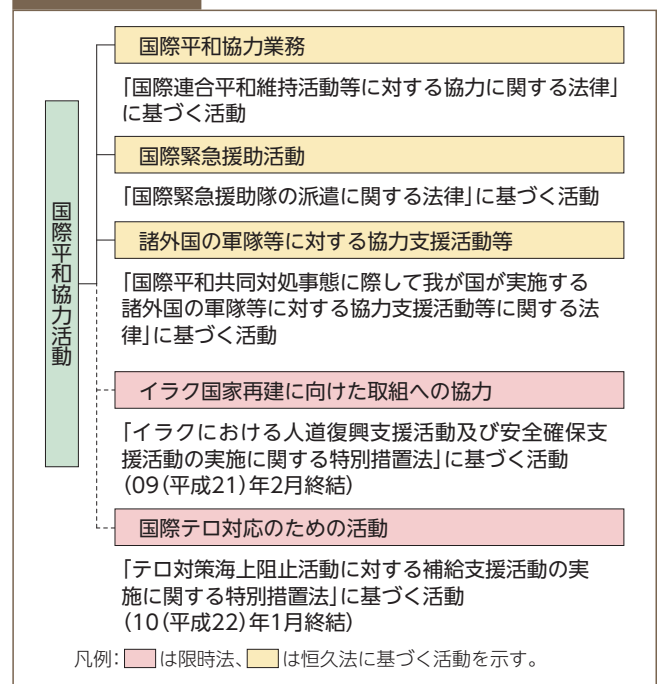
自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進めるなど、平素からの取組が重要である。このため、陸海空自ともに、派遣待機部隊などを指定し、指定された部隊などは、常続的に待機についている。

15（平成27）年9月、国連は国際平和維持活動における柔軟性及び即応性を確保すべく、国連本

部が各国の登録内容をより具体的に把握することを目的として平和維持活動即応能力登録制度（PCRS）Peacekeeping Capability Readiness Systemを立ち上げた。これを踏まえ、16（平成28）年3月、わが国は施設部隊や司令部要員などについて登録を行った。また、17（平成29）年11月の国連PKOに関する国防大臣会合において、PKOの早期展開のための航空輸送支援を行うことができるよう、固定翼航空機をPCRSに追加登録すべく調整する旨発表した。

また、自衛隊は、国際平和協力活動などにおいて人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な、派遣先での情報収集能力や防護能力の強化を進めている。また、多様な環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開能力や情報通

図表Ⅲ-2-3-1 自衛隊による国際平和協力活動



1 自衛隊法第8章（雑則）あるいは附則に規定される業務

2 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務はわが国の防衛であり、従たる任務は公共の秩序の維持、周辺事態（07（平成19）年当時）に対応して行う活動及び国際平和協力活動である。なお、周辺事態は16（平成28）年の平和安全法制施行に伴い、重要影響事態に改正されている。

信能力の向上、円滑かつ継続的な活動のための補給や衛生の体制整備にも取り組んでいる。

国際平和協力活動への従事にあたり必要な教育については、陸上総隊隷下の国際活動教育隊において、派遣前の陸自要員の育成、訓練支援などを行っている。また、統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連が実施するPKO活動などにおける派遣国部隊指揮官や、派遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を、国連標準の教材や外国人講師も活用して行っている。さらに、平成26(2014)年度からは外国軍人や関係省庁職員に対する教育も行っている。これは、多様化・複雑化する現在の国際平和協力活動の実態を踏まえ、関係省庁や諸外国などとの連携・協力の必要性を重視したものであり、教育面での連携の充実を図ることで、より効果的な国際平和協力活動に資することを目指している。

### 3 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下で任務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身の健康を維持して任務を支障なく遂行できる態勢を整えることは極めて重要である。このため、防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策を実施している。

また、メンタルヘルスケアとして、全隊員に対し、①派遣前のストレス軽減に必要な知識を与えるための講習、②派遣前から派遣後にかけての複数回のメンタルヘルスチェック、③派遣中のメンタルヘルス要員などによる隊員の不安や悩みなどの相談についてカウンセリング、④派遣中の本邦から専門的知識を有する医官を中心としたメンタルヘルス診療支援チームの派遣、⑤帰国に際してのストレス軽減のための帰国前教育及び⑥帰国後の臨時健康診断を、継続的に実施している。

## 2 国連平和維持活動などへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、文民の保護(POC)<sup>Protection of Civilian</sup>、政治プロセスの促進、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)<sup>Disarmament, Demobilization and Reintegration</sup>、治安部門改革(SSR)<sup>Security Sector Reform</sup>、法の支配、選挙、人権などの分野における支援などを任務とするようになっている。現在、14の国連PKOが設立されている(18(平成30)年5月末現在)。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)<sup>Office of the United Nations High Commissioner for Refugees</sup>などの国際機関や各国政府、非政府組織(NGO)<sup>Non-Governmental Organization</sup>などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は、25年以上にわたって、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業務などを実施しており、その実績は内外から高い評価を得ている。今後も国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが国に対する国

際社会からの評価や期待を踏まえ、国際平和協力業務などを積極的かつ多層的に推進していく。その際、わが国の貢献が国際社会に及ぼす効果を最大化する観点からも、自衛隊がなすべき協力の態様について、より深い検討が必要である。そのため、国際平和協力業務などについては、自衛隊が蓄積した経験と施設分野などにおける高度な能力を活用した活動を引き続き積極的に実施するとともに、現地ミッション司令部や国連PKO局などにおける責任ある職域への自衛隊員の派遣を拡大するなどして、より主導的な役割を果たすなど、防衛省・自衛隊としてわが国の国際貢献への取組に主体的に関与していく。

### 1 国連平和維持活動に係る国際会議など

防衛省は17(平成29)年8月、「国連PKOに関する国防大臣会合」に向けた事務的協議である「準備会合」を東京で開催した。同準備会合では、共催



国連PKOに関する大臣会合の準備会合における大野防衛大臣政務官と  
カレ国連フィールド支援局長 (17 (平成29) 年8月)

国のバングラデシュ、大臣会合主催国のカナダをはじめとする32か国及び2国際機関の参加を得て、PKO要員派遣国に対する訓練や能力構築支援について意見交換し、国連のニーズや他国のベストプラクティスを確認するなどの成果を得た。

同準備会合の成果をふまえ、山本防衛副大臣は、17 (平成29) 年11月に、バンクーバー (カナダ) で開催された「国連PKOに関する国防大臣会合」において複数の国や機関が連携して国連PKOの能力ギャップを埋めることが期待されていること、わが国が中心となり実施してきた「国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト」を含む国連、支援提供国、要員派遣国の三者が連携する「三角パートナーシップ・プロジェクト<sup>3</sup>」の有用性について言及しつつ、同プロジェクトへのさらなる貢献や女性PKO要員増加のための取組を進めていく旨表明した。なお、同大臣会合の関連会合として、同年7月に開催された国連PKO参謀長会議に陸自中央即応集団司令官 (当時) が出席し、PKOに関する現状と課題などについて意見交換を実施した。

## 2 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) United Nations Mission in the Republic of South Sudan

### (1) UNMISSへの派遣の経緯など

05 (平成17) 年1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍が南北包括和平合意 (CPA) に署名したことを受けて、国連スーダン・ミッション (UNMIS) が設立された。

United Nations Mission in Sudan

わが国は、08 (平成20) 年10月以降、UNMIS司令部要員 (兵站幕僚及び情報幕僚) として陸上自衛官2名を派遣していたところであり、11 (平成23) 年7月には、南スーダン独立にともなってUNMISの任務は終了したが、平和と安全の定着や南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) が設立された。政府は、国連からのUNMISSに対する協力、特に陸自施設部隊の派遣要請を受け、同年11月に司令部要員2名 (兵站幕僚及び情報幕僚) の派遣、同年12月には自衛隊の施設部隊、現地支援調整所 (当時) 及び司令部要員1名 (施設幕僚) などの派遣、14 (平成26) 年10月には司令部要員1名 (航空運用幕僚) の派遣をそれぞれ閣議決定した。

南スーダンは6つの国と国境を接し、アフリカ大陸を東西南北に結ぶ、極めて重要な位置にある。南スーダンの平和と安定は、南スーダン一国のみならず、周辺諸国の平和と安定、ひいてはアフリカ全体の平和と安定につながるものであり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的な協力を行うことで、同国の平和と安定に貢献してきた。

**Q参照** I部3章1節3項7 (南スーダン情勢)

### (2) 自衛隊の活動

12 (平成24) 年1月、南スーダンの首都ジュバ及びウガンダにおいて、自衛隊の国連PKO活動では初めて、現地支援調整所 (当時) を設置し、派遣施設隊が行う活動に関する調整を開始した。派遣施設隊は同年3月にジュバの国連施設内での施設活動を開始して以降、順次活動を拡大し同年6月の第2次要員への交代以後は300名を超える規模を維持し、安全を確保しながら道路の補修や避難民向けの施設構築を行うなど、意義のある活動を行ってきた。

16 (平成28) 年11月15日には、国家安全保障会議 (九大臣会合) の審議を経て実施計画の変更

3 国連、国連PKOの要員派遣国及び技術や装備を有する第三国間の協力により、国連PKOの要員派遣国の要員の能力向上を支援するパートナーシップ



を閣議決定し、同年12月の第11次要員への交代後、平和安全法制で新たに認められたいわゆる「駆け付け警護」の任務を付与するとともに、宿営地の共同防護を行わせることとした。

派遣施設隊は、17（平成29）年1月で派遣開始から5年という節目を越え、主要な実績だけでも、道路補修は延べ約260km、用地造成は延べ約50万m<sup>2</sup>など、これまでのわが国PKO活動の中で、最大規模の実績を積み重ねてきた。わが国として、自衛隊が担当するジュバにおける施設活動について一定の区切りをつけることができたことなどを総合的に勘案した結果、17（平成29）年3月10日、同年5月末をもって自衛隊の施設部隊による活動を終了することを政府として決定し、同年3月24日、稲田防衛大臣（当時）から派遣施設隊の業務終結に係る行動命令が発出された。要員は撤収作業に従事した後、同年5月末までに南スーダ

ンから順次撤収し、UNMISSにおける施設部隊による業務を終結した。

なお、国連から、道路の維持補修などに活用するため派遣施設隊が保有する重機、車両、居住関連コンテナなどの物品の譲渡要請があったことから、わが国によるUNMISSへの協力をさらに効果的なものにするため、これらの物品を無償でUNMISSに譲渡した。また、この譲渡に先立ち、UNMISSの要請を受け、日本隊撤収後もUNMISSがこれらの重機などを用いて円滑に施設活動を行えるよう、UNMISS職員に対し重機などの操作や整備に関する教育を行った。

派遣施設隊のこうした献身的な活動は、国連及び南スーダンから感謝され高い評価を受けた。なお、UNMISS司令部に対する要員派遣は継続しており、現在、4名の陸上自衛官（兵站幕僚、情報幕僚、施設幕僚、航空運用幕僚）がUNMISS司令

VOICE UNMISS 司令部の活動状況

COLUMN

UNMISS 施設幕僚  
もりした ふみやす  
3等陸佐 森下 史康

私は、平成29年6月から第9次UNMISS司令部要員の施設幕僚としてジュバで勤務しています。

司令部要員は私のほか、情報幕僚、兵站幕僚及び航空運用幕僚の計4名がUNMISSで勤務しており、他にも連絡調整要員として2名の自衛官が日本国大使館にいます。

私が所属する施設課は、文民、軍人及び現地スタッフの約300名からなるUNMISS最大規模の組織です。私は、施設課長のオフィスにおいて施設課長らを直接補佐する仕事をしており、具体的には南スーダン国内の幹線道整備など、全国区の案件を担当しています。

現地機関などとの困難な調整、資器材の不足、工事には致命的である強烈な降雨が続く雨季、貧弱なインフラ等、様々な問題を抱えながらも陸自の現場指揮官として培った知識・技能を駆使して南スーダンや国連のために働くことは非常にやりがいがあります。また、日本人の善意の代表として現地で日の丸をつける責任を日々感じています。

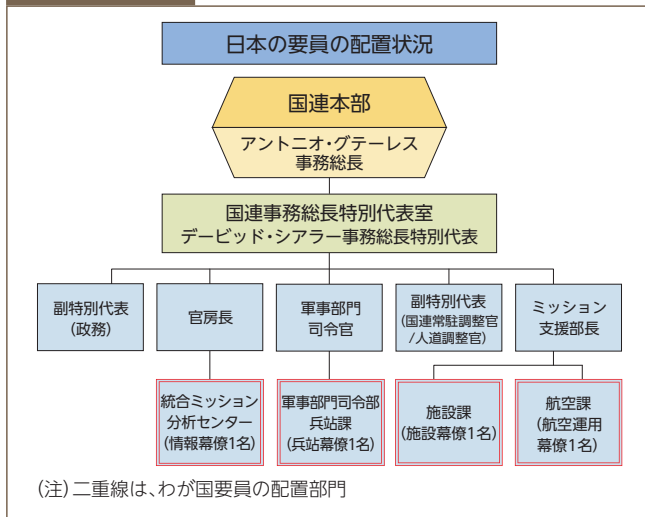


英軍工兵隊と調整を行う筆者



筆者：左から2人目

図表Ⅲ-2-3-2 UNMISSの組織



部において活動を実施している。兵站幕僚はUNMISSの活動に必要な物資の調達・輸送、情報幕僚は治安情勢に係る情報の収集・整理、施設幕僚はUNMISS全体の施設業務に係る企画・立案、航空運用幕僚はUNMISSが運航する航空機の運航支援といった業務を行っている。

さらに、司令部要員の活動を支援するため、2名の連絡調整要員を在南スーダン連絡調整事務所に派遣している。連絡調整要員は、わが国のUNMISSに対する協力を円滑かつ効率的に行うことを目的として、南スーダン政府等と南スーダン国際平和協力隊との間の連絡調整に当たっている。このように、わが国は引き続き、UNMISSの活動に貢献していく。

**Q参照** Ⅱ部3章3節（平和安全法制の施行後の自衛隊の活動状況など）、図表Ⅲ-2-3-2（UNMISSの組織）

### 3 国連事務局への防衛省職員の派遣

防衛省・自衛隊は、国連の国際平和に向けた努力に積極的に寄与し、また、派遣された職員の経験をわが国のPKO活動への取組に活用することを目的に、国連事務局へ職員を派遣している。18（平成30）年6月現在、1名の自衛官（担当級）が国連平和維持活動局（国連PKO局）において国連PKOの方針や計画の作成などに関する業務を行っており、また、1名の事務官（担当級）が国連フィールド支援局において「三角パートナーシップ・プロジェクト」に関する業務を行っている。

02（平成14）年12月以降、現在派遣中の職員を含め、これまでに国連PKO局に延べ6名（課長級1名、担当級5名）の自衛官を、また、国連フィールド支援局に延べ2名（担当級2名）の事務官を派遣した。

**Q参照** 資料58（国際機関への防衛省職員の派遣実績）

### 4 PKOセンターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国などの平和維持活動における自助努力を支援するため、PKO要員の教育訓練を行うアフリカ所在のPKOセンターなどに自衛官を講師などとして派遣しており、これらPKOセンターの機能強化を通じ、アフリカなどの平和と安定に寄与している。また、山本防衛副大臣が、17（平成29）年11月にバンクーバー（カナダ）で開催された「国連PKOに関する国防大臣会合」において、女性PKO要員増加のための取組を進めていく旨スピーチしたことを踏まえ、同年12月、PKO分野でのジェンダー担当講師として女性自衛官1名を含む2名の自衛官をエチオピア平和支援訓練センターに派遣した。当該派遣を含め、08（平成20）年11月以降、これまでに延べ31名（計26回、計8か国）の自衛官を派遣している。

派遣された自衛官は、自衛隊が海外の活動で得た経験や教訓などに基づき、国際平和協力活動の現場における現地住民との関係構築の重要性やジェンダー問題についての講義などを行っている。

**Q参照** Ⅲ部2章1節2項4（1）国際機関主催の国際会議資料58（国際機関への防衛省職員の派遣実績）

### 5 国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクトへの支援

わが国は、これまでPKOの円滑化に欠かせない施設や輸送の分野で確かな信頼を得てきた。今後とも、PKOの早期展開を支援し、質の高い活動を実現するため、14（平成26）年9月のPKOサミットにおいて、安倍内閣総理大臣が積極的な支援を表明し、本プロジェクトによって具体化され

VOICE

エチオピア平和支援訓練センターへのジェンダー担当講師派遣

教育訓練研究本部（東京都 目黒区）

1等陸佐 大崎 香織

平成29年12月2日～8日の間、将来のPKO要員候補者であるアフリカ諸国の約30名（軍人・文民）の研修生が参加した「紛争予防コース」のジェンダー課目担当講師として、エチオピア連邦民主共和国にある平和支援訓練センターに派遣されました。私は、「ジェンダー概論」について研修生に対し講義を行い、PKOでの文民保護の任務を達成するためには、紛争下又は紛争後において脆弱なジェンダーグループを保護し、かつ、政策決定過程に参画させることが必要ということ、また、その手法として各種活動へのジェンダー視点の導入が有効であることを教育しました。

他国のPKOセンターへのジェンダー担当講師の派遣は、自衛隊として今回が初めてであり、教育に臨むまで、かなりのプレッシャーと不安がありましたが、熱心で積極的な研修生に接し、笑いも交えながら楽しく講義を行うことができました。

「ジェンダー主流化」は、国連をはじめ世界的に最も重視されている安全保障上の課題のひとつであり、自衛隊が国際平和協力活動等に参加する際にも配慮すべき事項です。各国のPKO要員が、ジェンダーの視点を持ち、各種任務を有効に達成できるように、積極的に推進していきたいと思います。



研修生に講義を行う著者



研修生の討議をサポートする著者

※ジェンダー：生物学的性差に対し、社会的・文化的に形成された性別のこと

※ジェンダー主流化：ジェンダー平等化を達成するため、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと

た。

本プロジェクトは、国連フィールド支援局が、わが国が拠出した資金を基に、重機の調達や施設要員への訓練を実施するものである。15（平成27）年9月の試行訓練以来、ナイロビ（ケニア）にある国際平和支援訓練センターに自衛官を教官として派遣しており、17（平成29）年5月から10月には、同訓練センターにおいて訓練が2回実施され、これに自衛官を派遣し、タンザニア国軍な

どの要員に対して施設機材操作訓練を実施した。これまで、6回の訓練を、アフリカの8か国約170名の要員に対して実施してきている。

防衛省は、今後実施される訓練についても、17（平成29）年11月のバンクーバー（カナダ）で開催された「国連PKOに関する国防大臣会合」における山本防衛副大臣のスピーチも踏まえ、積極的に支援していく。



### 3 ■ 国際緊急援助活動への取組

近年、軍の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援などに軍の有する能力が活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

**Q 参照** 資料57 (自衛隊が行った国際平和協力活動など)

#### 1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、1987 (昭和62) 年に国際緊急援助隊の派遣に関する法律 (国際緊急援助隊法) を施行し、被災国政府又は国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。1992 (平成4) 年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸

送を行うことが可能となった。

**Q 参照** 資料17 (自衛隊の主な行動)

#### 2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫活動<sup>ぼうえき</sup>などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、陸上総隊や方面隊などが任務に対応できる態勢を常時維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。さらに、15 (平成27) 年4月から、P-3C哨戒機による搜索活動の要請があった場合、迅速に対応できるよう態勢を整備した。